

古紙類回収のお知らせ

11月25日(火)午前8時まで

各町内のごみステーションに出してください。

回収するもの

※当日回収しきれなかった分は、翌日に回収となる場合があります。

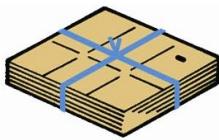
・新聞紙(折り込みチラシを含む)

ひもでしばってください。



・段ボール

フィルム、プラスチック、金属等を取り除いて小さくたたんで、ひもでしばってください。



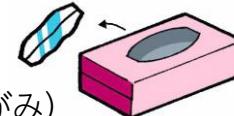
・雑誌(週刊誌、カタログ、書籍全般)

ひもでしばってください。



・雑紙(ざつがみ)

フィルム、プラスチック、金属等を取り除いて紙袋に入れるか、ひもでしばってください。



しばる際はできるだけ紙ひもを使用してください(ビニールひも、ガムテープでも可)

雑紙とは?

新聞、雑誌、段ボールなどのいずれの区分でもない紙をいいます。具体的には、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般です。ただし、雑紙として回収できないものもあります。

雑紙として回収できないもの

- ✗ 防水やワックスの加工された紙(牛乳パック、紙コップ、紙皿、コピー用紙の包装紙)
- ✗ アルミやビニールで加工された紙(カップ麺のふた、ジュースの紙パックなど)
- ✗ 感熱紙(ファックス用紙、レシート用紙)
- ✗ カーボン紙(複写式用紙、伝票類など)
- ✗ シールやシールの台紙 ✗ 金紙・銀紙
- ✗ 個人情報が記載されているもの など
- ✗ 写真(印画紙、インクジェット写真用紙)
- ✗ 汚れた紙(水に濡れる、食品が付着したなど)
- ✗ においの付いた紙(線香や洗剤の箱など)



紙製容器包装識別マークが付いていても、次のものは回収できません。

次回の回収は令和8年2月24日(火)を予定しています。

お問い合わせ:樋岡元気なまちづくり協議会事務局(樋岡地域市民センター)☎55-7477